

化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について（部会報告の概要）

審議経過

- 平成28年6月27日に、知事から「化学的酸素要求量等に係る第8次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について」諮問。水質部会を3回開催して審議。

（審議にあたっての基本的な考え方）

- 総量削減計画のあり方
国の総量削減基本方針（平成28年9月30日策定）と、大阪湾においては、窒素及びりんについて、平成22年度から環境基準が達成された状況が続いている一方で、化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率が低いことや、汚濁負荷量に占める生活排水の割合が高いこと等を踏まえ検討する。
- 総量規制基準
・国の告示におけるC値の範囲の下限値は、第7次と第8次で変更されていない。
⇒ 第7次で下限値を採用している業種区分については、引き続き下限値を採用する。
・窒素及びりんは、上・下限値が変更されていないことを勘案し、現状の排水実態等を考慮して検討する。
・CODは、上限値の引下げ状況を勘案し、現状の排水実態等を考慮して検討する。

部会報告の概要

1 総量削減計画のあり方

（1）発生源別の削減目標量

- 総量削減基本方針で示された平成31年度を目標年度とする大阪府の削減目標量
大阪府の削減目標量は、表1の①に示すとおり、CODは引き続き削減を図る一方で、窒素及びりんの削減量は小さく見込まれている。
- 府においては、平成26年度においてもCODの汚濁負荷に占める雑排水の割合が16%と高く、生活排水対策を重点的に進めるとともに、汚濁負荷の確実な削減のためには、引き続き事業場からの汚濁負荷の削減指導等を進める必要がある。
- 平成31年度における発生源別の汚濁負荷量を試算した結果を踏まえ、発生源別の削減目標量は、表1の②に示すとおりとすることが適当である。

表1 大阪府の削減目標量と発生源別の削減目標量（単位：トン/日）

	大阪府の削減目標量① (平成31年度)	(参考) 平成26年度 における量	発生源別の削減目標量②		
			発生源	削減 目標量 (平成31年度)	(参考) 平成26年度 における量
化学的酸素 要求量	46	49	生活排水	36	39
			産業排水	6	6
			その他	4	4
窒素含有量	48	49	生活排水	28	29
			産業排水	6	6
			その他	14	14
りん含有量	2.9	3.0	生活排水	1.7	1.8
			産業排水	0.4	0.4
			その他	0.8	0.8

（2）削減目標量の達成の方途

- 主に次に掲げる取組を推進することが適当である。
 - ・生活排水：下水道の整備の推進や接続の促進、合併処理浄化槽の普及の促進等。合流式下水道における計画的な改善の取組の推進 など
 - ・産業排水：指定地域内事業場について、適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底 など
 - ・その他：農地からの負荷削減対策、畜産排水対策等の推進 など

（3）その他汚濁負荷量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項

- 「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について」（平成28年6月、大阪府環境審議会答申）に盛り込まれた内容を踏まえ、主に次に掲げる取組を推進することが適当である。
 - ・湾奥部における生物が生息しやすい場の創出
 - ・底質環境の改善に係る調査研究と対策の実施
 - ・湾奥部における栄養塩類の過度な偏在の解消に向けた取組の推進 など

2 総量規制基準

総量規制基準のC値については、表2に示すとおり見直し、表2の業種区分以外の業種区分については、第7次のとおりとすることが適当である。

表2 総量規制基準の見直し案

項目	業種区分	区分	第7次	第8次			
			C値	C値の範囲の告示		C値見直し案	細分化した業種区分の統合案
				下限	上限		
COD	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。） 【排水量400m ³ /日未満】	C _{CO}	90	80	120	80	排水量400m ³ /日以上と統合
	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの 【排水量400m ³ /日以上】	C _{CO}	70	50	100	50	排水量400m ³ /日未満と統合
	石けん・合成洗剤製造業	C _{CO}	15	10	20	10	
	非鉄金属製造業	C _{CO}	15	10	30	10	
	一般機械器具製造業 【排水量400m ³ /日未満】	C _{CO}	25	10	30	10	排水量400m ³ /日以上と統合
		C _{CI}	20	10	20	10	
	電子回路製造業	C _{CO}	25	20	40	20	
	し尿処理業 備考（嫌気性消化法等に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては）	C _{CI}	20	10	40	15	
		C _{CJ}	15	10	40	10	
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 食料品製造業	C _{CO}	20	10	120	10	
		C _{CI}	20	10	90	10	
		C _{CJ}	20	10	90	10	
	整理番号2の項から前項までに分類されないもの 鉄道業及び道路旅客運送業	C _{CO}	20	10	120	15	
C _{CI}		15	10	90	10		
C _{CJ}		15	10	90	10		
窒素	コークス製造業	C _{N0}	600	500	950	500	